

中継ポンプ施設水路施設汚泥処分業務委託仕様書

この仕様書は、排出事業者 市川市（以下「委託者」という。）と処分業者（以下「受託者」という。）において、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処分業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 中継ポンプ施設水路施設汚泥処分業務委託
- 2 業務目的 本業務は、市内に設置されている中継・仮設ポンプのポンプピット内から排出された汚泥を、適切に処分することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市大町430番地先 大町中継第1ポンプ施設 外70箇所
- 4 委託期間 令和8年8月3日～令和9年3月31日
- 5 産業廃棄物の種類及び数量

種 類	無機性汚泥
予定数量	150 m ³
- 6 処分の場所の所在地、方法
契約の際に契約書に明記するものとする。
※発生する無機性汚泥の処理施設までの運搬距離が市川市南八幡2丁目20番2号を起点として半径15km以内であること。
- 7 業務内容
 - (1) 受託者は、収集した別添廃棄物情報に示す産業廃棄物（無機性汚泥）を多少にかかわらず全量を適切に処分するものとする。なお、委託された廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の削減に努めること。
受託者は、産業廃棄物の処分に当たっては、施設利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
 - (2) 産業廃棄物の処分の方法
 - ア) 処分に当たっては、飛散流出しないようにすること。
 - イ) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ウ) 処分のための施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(3) 事業の透明性について

受託者は、「5.産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、別紙2に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

8 廃棄物の適正処分のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処分のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) その他取り扱う際に注意すべき事項

9 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を委託者に送付するものとする。
- (2) 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を委託者に送付するものとする。
- (3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによる。
- (4) 電子マニフェストの利用を希望する場合は、委託者と協議すること。

10 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

11 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了後、業務完了届及び年間処分一覧表を月の終了の日から10日以内に委託者に提出するものとする。

12 契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

13 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

14 その他

- (1) 当該産業廃棄物の処分に必要な各種許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項の対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

廃棄物情報

令和8年1月5日作成

廃棄物の名称

無機性汚泥

排出事業者	名称	市川市		電話	047-712-6354	FAX	047-712-6355	
	住所	〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号		部課名	河川・下水道管理課	担当者	西野	
排出場所	市川市大町430番地先 大町中継第1ポンプ施設 外70箇所							
廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 特別管理廃 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他							
	<input type="checkbox"/> 危険物(類 石) <input type="checkbox"/> 特化物 <input type="checkbox"/> 有機溶剤 <input type="checkbox"/> 毒劇物 <input type="checkbox"/> 悪臭物							
提出資料	<input type="checkbox"/> サンプル() <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 分析成績書 <input type="checkbox"/> その他()							
廃棄物形状	<input type="checkbox"/> 液状(バーナー噴霧可) <input type="checkbox"/> 液状残さ固着(固液分離) <input type="checkbox"/> 泥状(流動性無) <input type="checkbox"/> 塊状・固化状 <input type="checkbox"/> 粘液状(ポンプアップ可) <input type="checkbox"/> スラリー状(固液懸濁) <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 成形品() <input type="checkbox"/> 水アメ状(高粘) <input checked="" type="checkbox"/> 泥状(流動性) <input type="checkbox"/> 粒状 <input type="checkbox"/> その他()							
廃棄物特性	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 有害物質生成 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> 混合危険性 <input type="checkbox"/> 臭気刺激性 <input type="checkbox"/> その他()							
荷姿・容量	ドラム缶	<input type="checkbox"/> 標準ドラム <input type="checkbox"/> ケミカルドラム <input type="checkbox"/> オープンドラム蓋 <input type="checkbox"/> オープンドラム蓋無						
	金属缶	<input type="checkbox"/> プリキ缶(一斗缶) <input type="checkbox"/> ペール缶 <input type="checkbox"/> オープンタイプペール <input type="checkbox"/> その他()						
	プラスチック容器	<input type="checkbox"/> ポリ缶 <input type="checkbox"/> ポリドラム <input type="checkbox"/> ポリ袋 <input type="checkbox"/> その他()						
	ガラス容器	<input type="checkbox"/> ビン <input type="checkbox"/> その他						
	紙容器	<input type="checkbox"/> ペーパードラム <input type="checkbox"/> ダンボール箱 <input type="checkbox"/> 紙袋 <input type="checkbox"/> その他()						
	その他	<input type="checkbox"/> フレコン <input type="checkbox"/> パレット積 <input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> 耐圧容器 <input type="checkbox"/> 専用容器 <input type="checkbox"/> 専用車両 <input type="checkbox"/> その他()						
	容器の状態 () kg・t・ℓ・m ³							
容器の状態	<input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 変形 ※ ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10cmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。 <input type="checkbox"/> 処理業者専用容器							
空容器の処理	<input type="checkbox"/> 排出事業者への容器返却要 <input type="checkbox"/> 処理業者処分							
収集運搬方法	<input checked="" type="checkbox"/> 排出事業者持ち込み <input type="checkbox"/> 処理業者引き取り							
収集運搬	車種	<input type="checkbox"/> ダンプ <input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> 脱着装置付コンテナ車 <input type="checkbox"/> パッカー車 <input type="checkbox"/> クレーン付トラック <input type="checkbox"/> パワーゲート車 <input type="checkbox"/> タンクローリー <input checked="" type="checkbox"/> バキューム車 <input type="checkbox"/> その他()						
	最大積載量 () t・ℓ・m ³							
依頼数量	スポット	(150) kg・t・ℓ・(m ³)・本・缶・袋・個・車・式						
	継続	() kg・t・ℓ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 / 年・月・週・日						
従来処理方法								